

● 49 ページ J: 薬物適用上の注意

平成31年4月より5年間の経過措置を経て、「添付文書」の記載要領が改定されます。本書では、以下のように訂正させていただきます。

1. 「原則禁忌」の廃止：これまで、「原則禁忌」として記載されていた内容は、「禁忌」または新設の「特定の背景を有する患者に関する注意」等に記載されることになった。
2. 「慎重投与」の廃止：これまで、「慎重投与」として記載されていた内容は、新設の「特定の背景を有する患者に関する注意」等に記載されることになった。
3. 「特定患者集団への投与」の新設：「特定患者集団への投与」を新たに設けることになった。

上記1～3の「特定の背景を有する患者」および「特定患者集団」とは、合併症・既往歴のある患者、腎機能障害患者、肝機能障害患者、生殖能を有する者、妊婦、授乳婦、小児等、高齢者などをさす。なお、「警告」、「禁忌」、「併用禁忌」、「併用注意」等に変更はない。

参考資料：医薬品・医療機器等安全性情報 No. 344 ▶▶



● 51 ページ 上から10行目

誤

一方、アンピシリン水和物などのペニシリン系薬やセフェム系薬は胎盤を通過しにくいため使用可能である。 → 下線部削除

正

一方、アンピシリン水和物などのペニシリン系薬やセフェム系薬は使用可能である。